

◎蔵タク	
利用登録者数 (人)	
12 月末現在	13,308
1 日平均利用者数 (人/日)	
10 ~ 12 月平均	230.9

◎ふれあいバス		
項目	1日平均利用者数 (人/日)	平均乗車密度*
路線名	10~12月平均	10~12月
寺尾線	117.2	1.5
市街地循環線	49.1	1.2
市街地北部循環線	89.9	2.5
部屋線	113.1	1.8
真名子線	48.4	0.8
金崎線	17.9	0.7
大宮国府線	21.3	0.6
皆川樋ノ口線	28.4	0.5
藤岡線	45.0	0.5

*平均乗車密度：始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数のことをいいます。

市民の皆さんの通勤・通学・通院・買い物などの日常生活の足を確保するとともに、新生栃木市の一体的なまちづくりを推進するため、「蔵タク」及び「ふれあい」

蔵タク&ふれあいバス 試行運行の実施状況



行先はバス前方に表示してあります。分からない場合は、運転手にお尋ねください。



乗りたいバスが来たら、手を上げてください。

バス停でお待ちください。

ふれあいバスの乗り方

※障がい者手帳をお持ちの方は、運賃を支払う際に運転手に手帳を提示してください。(運賃が半額になります)

本 交通防犯課 ☎ 21-2153

前方のドアから乗車してください。

市街地循環線・市街地北部循環線

運賃を運賃箱に入れてください。



座席に座ってください。空席がない場合は、つり革や手すりにつかまってください。車内で降りたいバス停が案内されましたら近くの降車ボタンを押してください。



停車

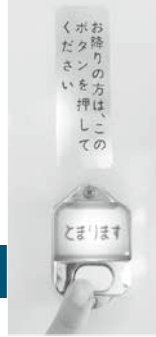
前方のドアから下車してください。

寺尾線・部屋線・藤岡線
金崎線・真名子線・大宮国府線・皆川樋ノ口線

乗車ドア付近にある整理券発券機等から整理券をお一人様一枚ずつお取りください。



整理券と運賃を運賃箱に入れてください。



停車

前方のドアから下車してください。

※道路事情により遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

前方のドアから下車してください。



新庁舎オープンに伴い、ふれあいバス停留所の名称を変更

新庁舎のオープンに伴

相談業務のご案内

相談は気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

本=本庁 都=都賀総合支所
大=大平総合支所 西=西方総合支所
藤=藤岡総合支所

相談	日時	場所/問合せ先
○弁護士相談 (事前に要予約)	3/14 (金) 28 (金) 10:00 ~ 12:00	本庁舎/本 市民生活課 ☎ 21-2122
	3/20 (木) 10:00 ~ 12:00	大平隣保館 ☎ 43-6611 / 0120-46-7830
	4/21 (月) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館/藤 生活環境課 ☎ 62-0903
○総合相談 (行政・人権・家庭児童・青少年)	3/14 (金) 28 (金) 10:00 ~ 12:00	本庁舎/本 市民生活課 ☎ 21-2122
○宅地建物相談 (土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談)	3/14 (金) 10:00 ~ 12:00	本庁舎/本 市民生活課 ☎ 21-2122
○合同相談 (行政・人権・心配・困りごと)	3/11 (火) 9:30 ~ 11:30	ふるさとふれあい館/大 生活環境課 ☎ 43-9211
	3/18 (火) 13:00 ~ 15:00	西方保健センター/西 生活環境課 ☎ 92-0308
	3/25 (火) 9:30 ~ 11:30	老人憩いの家/都 生活環境課 ☎ 29-1102
○市民相談 (日常生活の問題など)	月~金曜日 9:00 ~ 17:00	本庁舎/本 市民生活課 ☎ 21-2122
○消費生活相談	月~金曜日 9:00 ~ 16:00	市民会館/消費生活センター ☎ 23-8899 (3月24日以降は入舟庁舎)
○年金相談	3/11 (火) 10:00 ~ 12:00	大平隣保館 ☎ 43-6611 / 0120-46-7830
○外国人相談	3/15 (土) 20:00 ~ 22:00	大平隣保館 ☎ 43-6611 / 0120-46-7830
○行政相談	3/11 (火) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館/藤 生活環境課 ☎ 62-0903
○人権相談	月~金曜日 8:30 ~ 17:15	大平隣保館 ☎ 43-6611 / 0120-46-7830 厚生センター ☎ 24-2444 人権・男女共同参画課 ☎ 21-2161
	4/9 (水) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館/人権・男女共同参画課 ☎ 21-2161
○いじめ相談電話 (土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX)	月~金曜日 9:00 ~ 17:00	本庁舎/青少年育成センター ☎ 24-0667 FAX23-6566
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月~金曜日 9:00 ~ 17:00	本庁舎/青少年育成センター ☎・FAX23-6566
○家庭児童相談 (0~17歳の子どもとその家族)	月~金曜日 9:00 ~ 16:00	本庁舎/家庭児童相談室 ☎ 21-2227
○ドメスティック・バイオレンス相談 (配偶者等からの暴力)	月~金曜日 9:00 ~ 16:00	本庁舎/本 こども課 ☎ 21-2229
○就労支援相談 (事前に要予約) (35歳以下の就労相談)	毎週月曜日 (祝日除く) 13:00 ~ 21:00	栃木勤労青少年ホーム/栃木勤労青少年ホーム ☎ 22-3113

い、2月10日(月)からふれあいバスの停留所の名称を次のとおり変更していただきます。ご注意ください。

【名称を変更する停留所】

◎市街地循環線、市街地北部循環線、真名子線、金崎線、大宮国府線

(変更前) 旧福田屋百貨店前 (変更後) 市役所前

◎市街地循環線 (変更前) 市役所前 (変更後) 旧市役所前 (変更前) 福祉庁舎前 (変更後) 入舟庁舎前

※運行時刻等の変更はありません。

本 交通防犯課 ☎ 21-2153

くらしの窓

美容医療契約!その前に...

「もっと美しくなりたい」「若々しく見せたい」など、誰でも一度は思ったことがあるのではないのでしょうか。「プチ整形」などの言葉が流行し、近年美容医療を受けることに抵抗が少なくなってきたことなどに伴い、消費生活センターへの美容医療トラブル相談が増加しています。

一般の治療と異なり、美容医療の多くは機能的には特に問題のない体の組織に何らかの手を加えるため、施術によりトラブルが生じるリスクが高いと言われています。また、個人の主観的な希望などに対する不満も生じやすいのです。

トラブルに遭わないためには

- 美容医療サービスを受けようと思うときには、

ホームページや広告の情報だけに頼らず、メリット、デメリットなどよく検討しましょう。

- 自分の受けたい施術について、複数の医療機関から情報を入手しよく検討しましょう。(施術の内容によっては、保険適用になる場合もあります)
- 契約の前に、自分の希望をはっきりと伝え、リスクや施術効果などについてきちんと説明を求めましょう。
- 本当にその施術が自分



にとつて必要なものかをよく検討しましょう。

即日の施術は避け、時間を置いて冷静な状態で再度判断しましょう。

▽問合せ先 消費生活センター(市民会館/日ノ出町 ☎ 23-8899)